

# 再生可能エネルギーの導入に関する諸論点

2024年8月7日

資源エネルギー庁

1. 改正再工ネ特措法（2024年4月施行）の運用状況等
2. FIP制度の更なる促進に向けた政策措置
- 3. 再工ネ賦課金の減免制度**

# 再エネ賦課金の減免制度の概要

- FIT/FIP制度の支援に伴って生じる費用は、電気の利用者が再エネ賦課金という形で負担しているが、**一定の要件を満たす電力多消費事業者**については、2012年度のFIT制度開始以降、**国際競争力の維持・強化の観点**から、経済産業大臣の認定を受けることにより、**例外的に再エネ賦課金を減免**している。
- また、2017年法改正により、**事業の種類ごとに、省エネ努力に応じた減免率を設定し、優良基準を満たす事業者は高い減免率が適用される**制度としている。

## 【減免に係る認定要件（①～④を全て満たすことが必要）】

- ① **電気の使用に係る原単位（電気使用量（kWh）÷売上高（千円））が5.6を超える事業**を行う者

〈算定の根拠〉

製造業：製造業平均（0.7）の8倍

非製造業：非製造業平均（0.4）の14倍

- ② **申請事業所の電気使用量が100万kWh/年を超えること**

- ③ **申請事業の電気使用量が申請事業所の電気の使用量の過半を占めること**

- ④ **省エネ努力（電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組）を行う者（過去5事業年度分の電気の使用に係る原単位を年1%以上低減 等）**

(A) 過去5年間の省エネ投資の実績がある事業者

(B) 将来3年間の省エネ投資計画の策定を行う事業者 等について、救済措置あり。

## 【適用される減免率】

	【優良基準】	
	満たす ※1	満たさない ※2
製造業等	8割	4割
非製造業	4割	2割

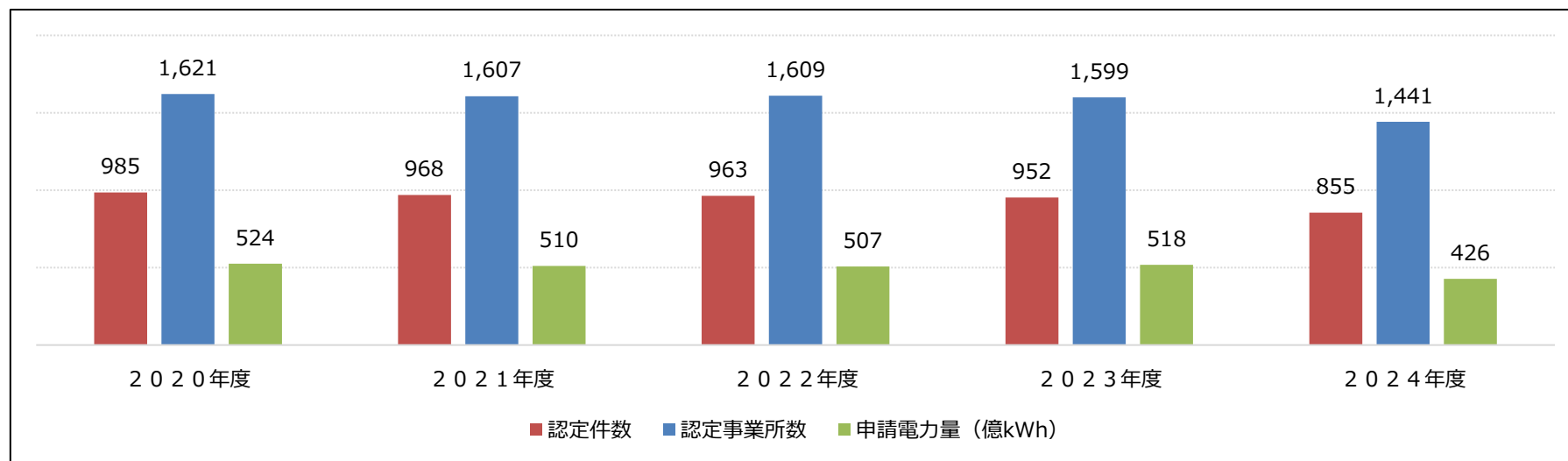
※1 昨年から過去5年間で原単位を年平均1%以上低減 等

※2 ※1に該当せず、一昨年から過去5年間で原単位を年平均1%以上低減 等

## (参考) 再エネ賦課金の減免制度の活用状況

- 2024年度において、再エネ賦課金の減免制度の認定件数は、**855件・1,441事業所**であり、認定申請に係る電力量は**426億kWh**となっている。認定件数等は、微減傾向にある。
- 2024年度の認定件数を業種別に見ると、**製造業等が約7割**であり、**非製造業が約3割**。**化学工業、鉄鋼業等での活用が多い**。

【減免制度の認定件数等の推移】



2024年度の業種別認定件数 (上位10業種)	件数
化学工業	91
鉄鋼業	89
倉庫業	88
水道業	75
金属製品製造業	68
繊維工業	68
窯業・土石製品製造業	42
農業	42
プラスチック製品製造業	39
熱供給業	36

# 省エネ政策の強化等を踏まえた減免制度の見直し（案）

- 再エネ賦課金の減免制度は、国民負担の公平性と、電力多消費産業の国際競争力維持・強化の双方のバランスを踏まえて、例外的に措置されたものであり、引き続き、この考え方の下で制度を運用していく。
- 2017年法改正では、事業者の省エネ努力に応じて減免率が設定される制度が導入されたところであるが、直近では、徹底した省エネを推進するために省エネ政策の強化が図られており、こうした政策動向等を踏まえて、再エネ賦課金の減免制度について、以下のとおり、見直すこととしてはどうか。

## 省エネ政策の強化等の状況変化

- ◆ 事業者の省エネ努力や物価変動等により、製造業の原単位（※）が低下傾向にある

（※）電気使用量（kWh）÷売上高（千円）

- ◆ 2023年4月に施行された改正省エネ法では、省エネ・非化石転換の取組を促進するため、開示に同意する特定事業者（※）の定期報告情報を開示する制度を措置（詳細はp.37参照）。

（※）エネルギー使用量が1,500kl/年以上の大規模需要家。

- ◆ 減免制度における「省エネ投資計画を策定している事業者への救済措置」に関して、制度の適正化が必要な状況（詳細はp.38参照）。

## 再エネ賦課金の減免制度見直しの方向性

- 減免制度の認定要件に関して参照する製造業の原単位平均値は、より精緻に実態を反映するため、0.01刻みの数値としてはどうか。

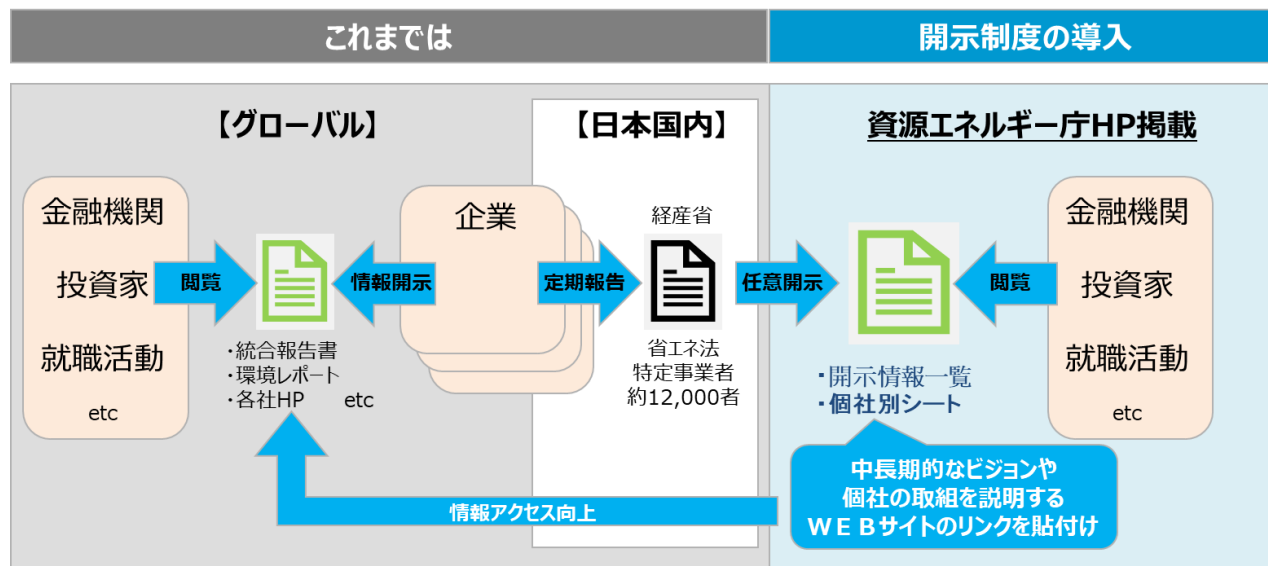
- 電力多消費事業者に対して、省エネ努力・積極的な非化石転換の取組を求めていくため、減免制度の認定要件に、「省エネ法に基づく定期報告情報の開示への同意」を追加してはどうか。

- 2025年度の申請（2026年度減免分）から、「省エネ投資計画を策定している事業者への救済措置」は廃止してはどうか（詳細はp.38参照）。

# (参考) 省エネ法の定期報告情報の開示制度

- 省エネ法では、2023年度より、**電源の非化石比率の目標・実績などの省エネ法に基づく定期報告情報** (※) を、**企業の同意に基づき開示する仕組みを創設**。
- (※) エネルギー総使用量、非化石エネルギー総使用量、調整後温室効果ガス排出量、エネルギーの使用の合理化に関する情報（エネルギー消費原単位等）、非化石エネルギーへの転換に関する情報（電気の非化石比率の目標及び実績等）、電気の需要の最適化に関する情報（DR実施日数等）等
- 2023年度は、東証プライム上場企業等を対象に、**試行運用を実施**。**東証プライム上場企業等47社から開示宣言**があり、3月29日、**これらの事業者の定期報告情報を公表**。
- 2024年度より、**全ての省エネ法特定事業者**（エネルギー使用量1,500kl/年以上の大規模需要家）を対象に、**本格運用を開始**。

図.定期報告情報の開示制度イメージ



## 本開示制度の利点

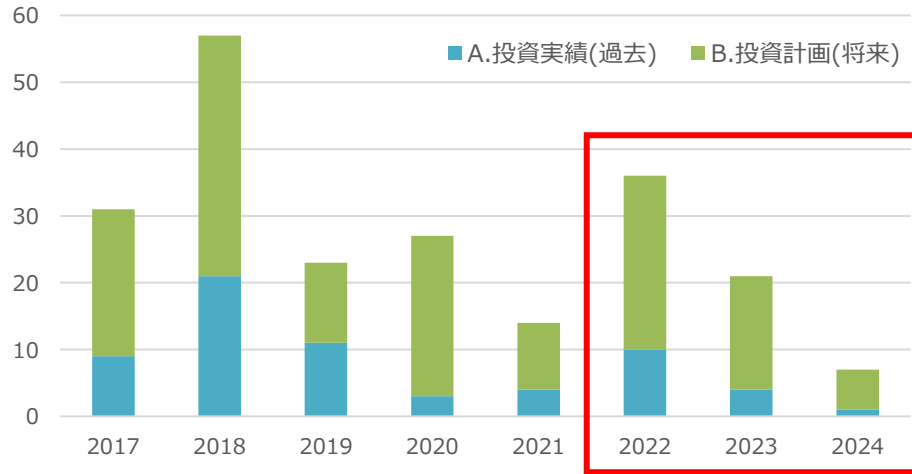
企業は既にある報告書ベースのため**負担感なく参画できる**ことに加えて、対外的に**法に基づく質の高い情報を発信**できる。

投資家など読み手においては**一覧性を持って評価しやすくするツール**として**有効活用が期待**される。

# 省エネ投資計画を策定している事業者への救済措置の見直し（案）

- 減免制度では、省エネ努力の評価に当たって、省エネ投資計画を策定している事業者への救済措置を設けている。具体的には、以下のいずれかを求めているところ。
  - A) 過去5年間において、エネルギー最終消費量年間1%以上削減するための省エネ投資実績があること
  - B) 今後3年間において、エネルギー最終消費量年間1%以上削減する省エネ投資計画を策定していること
- A又はBの救済措置の活用事業者は、過去3年間で減少傾向にあるが、過去3年分の活用事業者（延べ64者）を分析すると、Bの救済措置の活用事業者が49者（80%）であり、更にそのうち30者（61%）が複数回にわたって本救済措置を活用している状況にある。
- 省エネ政策の強化が図られる中で、制度を適正化するため、2025年度の申請（2026年度減免分）から、Bの救済措置は廃止してはどうか。

【省エネ投資計画の策定による救済措置件数推移】



● 救済措置利用者は過去3年間で減少傾向。  
● 過去3年分の活用事業者（延べ64者）のうち、Bの将来投資計画による救済が49者（80%）。  
● 更にその49者のうち30者（61%）が複数回にわたって本救済措置を活用。